

1968年度第59回宜野湾市議会定例会
 (臨時会)

※ 6月11日 (第2日目) (午前10時3分開議)
 (午後4時8分散会)

※ 出席議員 (20名)

1 番 伊 保 浩 安	2 番 天 久 盛 雄
3 番 石 川 真 大	4 番 波 名 喜 府 仁
5 番 宮 尾 敏 行	7 番 比 嘉 盛 榮
8 番 又 吉 正 弘	9 番 湖 原 憲 信
10番 稻 嶺 正 廣	11番 安 次 富 盛 信
12番 大 川 昇	13番 知 名 朝 司
14番 崎 間 正 純	15番 仲 村 孝 仁
16番 武 島 行 男	17番 佐 喜 真 弘
18番 比 嘉 義 定	19番 宮 城 盛 昌
20番 伊 佐 徳 次 郎	21番 仲 村 盛 光
22番 古 波 眞 清 次 郎	

※ 欠席議員 (1名)

21番 仲 村 盛 光

※ 議事説明員

市 長 島 鏡 全 一	助 役 沢 川 一
収 入 役 奥 星 将 俊	総 務 課 長 沢 川 一
住 民 課 長 棚 原 盛 真	厚 生 課 長 伊 崎 友 誠
税 務 課 長 仲 村 春 信	農 林 課 長 崎 間 光 世
商 工 課 長 古 波 眞 信	三 都 計 課 長 知 花 義 雄

施設課長	新谷 善信	市納室長	平 友 幸 子
固定資産評価室長	武 島 正 孝		
消防長	大 城 仁 幸	水道部長	仲 村 春 盛
営業課長	奥 里 将 弘	会計課長	多和田 真 一
工務課長	金 城 健 榮		

※ 事務局出席者

局 長	末 吉 徳 男	庶務係長	照 屋 設
總務係長	島 袋 真 由	書 記	仲 村 春 夫
管 理 係	比 嘉 定 治		

※ 議 事 日 程 (第 2 号)

1968年 6 月 11 日(火曜)

- 日程第1 議案第24号 宜野湾市職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第25号 宜野湾市報酬及び費用弁償
条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第26号 宜野湾市営住宅設置及び管
理条例について
- 日程第4 議案第27号 字の区域を変更することにつ
いて
- 日程第5 議案第28号 所属未定地を宜野湾市の行
政区域に編入することについて
- 日程第6 議案第29号 字の区域を変更することにつ
いて
- 日程第7 議案第30号 1967年度宜野湾市埋立事業
払出予算
- 日程第8 報告第1号 専決処分した事件の承認
について

日程第9 報告第2号 専決処分した事件の承認に付して

日程第10 議案第41号 基本財産の繰入に付して

日程第11 議案第31号 1969年度直野湾市一般会計基本計算に付して

日程第12 議案第32号 一時借入金を可とするに付して

日程第13 議案第40号 直野湾市職員定数条例の一部を改正する条例に付して

日程第14 議案第35号 1969年度直野湾市水道事業会計予算

日程第15 議案第43号 1968年度直野湾市水道事業会計追加更正予算

二日目

議長

出席15名でありますので、市町村自治法の第53条によつて、議会は成立いたしております。日程打ち合せのためしばらく休憩いたします。(午前10時3分)

議長

再開いたします。(午前10時5分)

議長

日程第1、議案第22号、宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきを上程いたします。一応、事務局長をして朗読せしめます。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時5分)

議長

再開いたします。(午前10時8分)
本案に対する理事者の趣旨、説明を求めます。

助役

ご説明申し上げます。給与に関する条例は毎年の職員給、その他、予算に伴ひまして必然的に改正を必要といたしまして、予算措

置に併りました改正の内容でございます。
この内容を申し上げますと別表ノニ役の
改正、別表ノの職員の給与の改正ござ
います。それから、第12条の第2項中以内と
内外にこれは、特殊勤務を定めた別表で
ござりますので、何ドル以上何ドル以内
との、という字句がござりますけれども、これは、
給与の条例はすべて、予算をうらすけは、
条例じやなければ、いかんという考え方が
しまして、予算措置をされた金額にとどめ
という意味で、以内とあるのを、全部削
いたしたという、こととなります。それから、従来
の特殊勤務の中には、精神病者の取扱、
行路死人の取扱にっりては、別段區別
されておられませんので、日額ノドルという特
殊勤務手当にならまありますけれども、これは
実際に、64年度におきましては、宜野湾市
一帯で2人の行路ありまして、その取り扱
いをやったのでありますけれども、職員に
おきまも、これは、非常に特殊な勤務でござ
います。病人扱りのノドルと同じ、日額の
特殊勤務では、あんまり適性を欠くと言
う観点に立ちまして、病人の扱いと死人の
扱いを區別いたしました。病人の扱いを従
来のノドル、しかし、死人の扱いにおきまし
ては、ノ軒にっりまして、5ドルと言ふ特殊
勤務を支給したいと言ふような改正の内
容でございます。それから、兼務手当で
ござりますので、この方は選等管理委員会の選

任書記が監査委員の事務局を担当、選任
たしてありますので、非常に膨大な事務を承
理すると意味がうって、現在の3ドル、兼
務では少し、その均像をたつと意味が現
在の3ドルを5ドルに改正したりと、いうふう
な事がござります、それから宿日直手当でござ
りますか、第14条、この方は現行、昨年度に
於てましては、1ドルでありますか、これは
団体交渉の要求では、2ドルとさうふうにな
つておりますけれども、1ドル50セントで承
結いたしておりますので、これを改正した
いと、それから、16条、の2項の別表4、5次
のとおりあらためる、これは、期末手当であり
ますか、期末手当に於てましては、夏期と
それから、年末、両期の支給の時期がござ
ります、夏期におきましては、別々、今のところ
変動はござりませんが、現行予算に於て
ましては、支給について、改正はござりませ
んか、年末におきまして、予算措置の対応で
100分の450という予算措置をしてあります
ので、それで年末に、って現行の200と250
おのあの、それに準じた、改正をいたしたい、言
うこととござります、それから、第19条の方は、
これは、貸金でありますか、臨時の貸金でござ
りますけれども、この方は、現在、1ドル以
上、2ドル以内とさうふうになっておりま
すので、最低貸金の改正によりまして、1ドル
では、違法になりますために、1ドル50セント
に上げてあります、それから、第20条の方でござ

ますけれども、これは、日額であります。
月給制の場合には、現行の30ドルが
月額にしましては、やはり最賃法、違行
になりますために、40ドルから120ドル以内
とえう改正をいたしました訳でございます。
以上のような内容になっております。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時15分)

議長

再開いたします。(午前10時16分)

議長

2番、11番、14番、議員の出席を報告
します。

質疑を許します。

3番

13条の本文に行路病死、同じ本文に
行路病人というふうになっておりますが、その
相異をどう申、行路病死と行路病人の
相異、法的取扱りにおける相異。

助役

法的取扱りにおける相異はござりません。た
だ死因が病氣、事故を想定してのことは区
分はうという訳であります。取扱りの方法
はつてまして、ほんたうに要りません。ただ、行路

病死人行路事故死入というものの解釈が生まれてくると困るという意味からの行路死入ということにした訳であります。

3番

こういふふうに通行人の、いわゆる人間のゆかたおれした場合とここで死んだ場合の当然、条文中に書かれておるところの行路死入が該当するはずでありますか。死なないうまでの歩けない状態、そこにゆかたおれた場合には、どういふ取扱いをしますか。

厚生課長

お答えいたします。こういふ場合には、死ぬ以前の生きている時には、いわゆる市町村として、保護者、そういふものを探して、該当者がいない場合には、支援面を、医師者にみせて、措置を下さるかと、そういふことをやっておる訳であります。

3番

今の場合の何は充分みていないので、該当する条項があるかどうか、解りませんが、行路病人取扱りに関する規程はあります。

厚生課長

法がございます。

3番

ありますの、はい、解りました。

1番

この行路病の死人取扱いのこの手当てを5ドルに引上げる考えでありますか。最近になつて宜野湾市で取扱った事件がござりますか。

厚生課長

はい、ござります。私かなりましてから6年になりましてから2件ござります。

1番

この死体と申しますの、これは死体の経過した日数などは腐敗してあったの、その点も、時間がどう長くは経っていらつたのか、その辺をお聞かせ願ひます。

厚生課長

1件は4~5日という推定でさうとう腐敗したのがござりました。海から漂流したもので、後1件は、工事現場の事故でたいたリ7~8時間まで我々発見したものでござりますか。我々が取扱いをいたしましたのはたいたリ12時間後に取扱いしました。

1番

私の職員から聞いた話によりますとこの仕事は大変な様であります。

この死体を腐敗化した死体を取扱うのにさんざん苦勞して、その後も、その事を忘れるために精神的な負担、毎日酒を飲んだ。そのおたづけを忘れたらという事を聞かされております。

そういう皆さんが取扱った意見を考慮に入れた、今後のことを改正した。

厚生課長

私も、初めこの取扱りでございまして、第一春日の相当腐敗したものにございましては、直接私自身はタッチしておりません。いろいろな状況からみて、実際のところ、いわゆる夕飯をたぐらふなりというもので、じや酒も飲みながら夕飯をたぐらふなりというものでやった場合もござります。

14番

只今の死体の取扱りで、これは死体の引受け人がいない場合、そのように事務を政府から委託されておる訳ですか。

厚生課長

そうです。

14番

もしも、遺体にですわ。仏身に親族。
その他、関係者がいる場合、引之渡す訳と
すわ。

厚生課長

そうです。

14番

この場合には、これに要する費用、その他、地
等、火葬に用する費用を償還する請求
権がありますか。

厚生課長

あります。

14番

よくありますか。

厚生課長

はい、いわゆる特殊勤務については、出
しはおりませんか。それに写した費用に
ついては、領収書を添えて、請求してあり
ます。

14番

特殊勤務費用も当然それにはいると
思いますか。どう言う訳で特殊勤務は公
費から出して、その他の費用は償還請求する

訳ごすか。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時21分)

議長

再開いたします。(午前10時22分)

副議長

費用につきましては、一応請求しておりますが、下の特殊勤務については、公費でござって、今更でやっておりますので、研究してやってみたいと思っております。

14番

はい、解りました。

議長

本案につきましては、一応質疑の段階で継続審議といたしましたかと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと答ふ)

議長

ご異議がござりませんので本案については継続審議といたします。

議長

日程第2、議案第24号 宜野湾市報酬
及び費用弁償条例の一部を改正する条
例につきご工程いたします。

事務局長をして朗読せしめます。

議長

暫く休憩いたします(午前10時24分)

議長

再開いたします。(午前10時25分)

議長

本案に対する理事者の趣旨説明を
承めます。

助役

説明申し上げます。本案も予算措
置との関連で改正したいと思つてあ
る訳でございます。内容申し上げます
と本案の中に以内と下つてはいたありま
すので、この予算の裏づけとしての条例
制定という意味から適当でないという
ことで、以内を全部削りたいという事
でございます。

それから第1条の第1号から5号までと
それから第7号、8号、それから第13
号を改正したという訳であります。

議会議長の議員報酬を改正します。

予算措置に伴いました。又、それから議員
副議長、常任委員長、それから
その他の議員、それから非常勤の監査委員が現行10
トルでありますが、これを30トルに改正した
り、それから、選挙管理委員長が現行10
トルでございますが、これを40トルに改
正した。それから、その他の選挙管理委員
の委員は、条例は現行4トル以内ござ
ります。支給は4トルあります。これを
30トルに改正。それから消防団員の方は
現行条例の6トル以内となっております
けれども、支給は現行は4トル、予算措置
6トルありますので、4トルに改正した
り。

それから議員の旅費でございますが、
応召のありとは違ひまして、議員の管外
に出張なせる場合に現行は2トルござ
りますので、諸般の情勢からどうして6.3
トルに改正しなればいかなうかといふ訳
で3トルに改正した訳であります。

それから、選挙管理委員会の方は、これ
は委員会からの委員会の運営として、当然
こうあるべきといふ委員会の要請に基き
まして、改正をいたしました訳であります。

以上のような内容となっております。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(午前10時29分)

議長

再開いたします。(午前10時37分)

議長

本案につきましては、質疑の段階で一応、継続審議といたしましたと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議がないので、本案については継続審議といたします。

議長

次は日程第3、議案第26号、宜野湾市
営住宅設置及び管理条例について、ご
議題といたします。

本案につきましては、一応報告を済ませ
まして、理事者の趣旨説明をいたします。

主助役

ご説明申し上げます。
67年度の予算におきまして、公営住宅法
に基づく23の公営住宅を建設中のごと
く、また、このうち、実際の事業は、68年度に特

持ち越して行ないましたが、これが近く
 完成のみこみになつてありますので、新
 年度から受け入れを始めたいのは、いいけな
 い状態になつておりました。この受け入れに
 ついて、早目に条例を制定いたしました。公営
 住宅の運営をスムーズに行きたいという考
 えで提案いたしました。字句の方が
 従来、公営住宅というふうな字句をもち
 ておりましたが、今回市営住宅という字
 句に変えてありますのは、公営住宅法に
 おきましては、市町村が政府の補助金
 を受けて建設するのは公営住宅という
 ふうに従来、我々どうも解釈しており
 ましたが、他市町村の条例等もみまして
 場合に市が設置したものはあくまで
 市営住宅というふうなことで、これを色々
 あつちこつちの条例を検討いたしました
 たところ、市営住宅が適当であるとい
 うことで、市営住宅という名称に変え
 て提案をしております。

詳しい内容については、後で質疑にお答
 えしたいと思います。

議長

休憩いたします。(午前10時40分)

議長

再開いたします。(午前10時41分)

とこの名称に異なり提案をなさ
てありませう。

詳しく内容にこの点は幾つか質疑に
あつたと思つて居ります。

議 答

休憩 11時15分 (午前 10時40分)

再開 11時25分 (午前 10時41分)

議 答

本案に對する質疑を詳しうす。

14 番

この案の案名に、この市の市制101年
の記念として11月3日11時15分に
行われたいと思つて居ります。11月1日
に提案する以上は、74日当に概
算した41万と見なして、3.4条に
この案の案名に、この市の市制101年
の記念として11月3日11時15分に
行われたいと思つて居ります。11月1日
に提案する以上は、74日当に概
算した41万と見なして、3.4条に

議 答

休憩 11時15分 (午前 10時43分)

再開 11時25分 (午前 10時44分)

新編 新編

156条に決するに依りては、
同条 使用料は手続料の徴収に
対して余額を8割以下に減額を
する。

14番

使用料は8割以下に減額するに
対して(2)第10に10に5倍に
対する額を徴収する。但し
5%以下に減額するに依りては
17%以下に減額するに依りては
10%以下に減額するに依りては
10%以下に減額するに依りては
10%以下に減額するに依りては

新編 新編

4条に依りては、又市町村自治法の
156条の2に依りて、その如く、
同条の2に依りて、使用料又は
手数料の徴収を免れる者等には
対して、手数料を免れるに依りては
同条の2に依りて、使用料又は
手数料の徴収を免れるに依りては
同条の2に依りて、使用料又は
手数料の徴収を免れるに依りては
同条の2に依りて、使用料又は
手数料の徴収を免れるに依りては

あしす。

市町村自治法156条の2項

14番

この4104の8、出費の78、送附料
3款の78、貸付料の78、

この410

この4107の14、156条の2項に24
517、款得43如不正の行得に24
151718、便付料又は手数料の端
45を定42者につけて78の5。

14番

貸付料の78、送附料の78、
151718、便付料又は手数料の端
45を定42者につけて78の5。

この410

送附料の78、

14番

410に2457の12、款得の78、
151718、便付料又は手数料の端
45を定42者につけて78の5。

この410

156条の2項に24

10. 下の各等に関する事項の規則不
正等に関する資料を11. 5. 3 25 規則
12. 5. 4 の 2. 資料 17. 11. 2 規則 1. 7

11 香

資料を17 出する規則 1. 7 01.

議 案

本議案に11. 7. 10 資料の17. 11. 2 規則
17. 11. 2 規則に17. 11. 2 規則
17. 11. 2 規則に17. 11. 2 規則

(案議13 (10. 9. 5))

議 案

17. 11. 2 規則の17. 11. 2 規則
17. 11. 2 規則に17. 11. 2 規則
次に17. 11. 2 規則の17. 11. 2 規則
を17. 11. 2 規則に17. 11. 2 規則
17. 11. 2 規則の17. 11. 2 規則
17. 11. 2 規則

議 案

17. 11. 2 規則 (17. 11. 2 規則 47. 6)
17. 11. 2 規則 (17. 11. 2 規則 48. 6)

議 案

本議案に17. 11. 2 規則の17. 11. 2 規則
17. 11. 2 規則

議 案

市議会の申し上げより、本紳に前
の議案の自治法の子条に於ては
の所屬未定地の編入に於ては
の議決は前記の如くありては
なり、自治法の子条に於ては
の如くは予議を議案の議決を
て市政委員に届けることとす
の予議を以てして之を以て
に於ては(出)の予議を以て
に於ては(出)の予議を以て

議 案

本議に於ての議案を評する

議 案

休憩 12時30分(午前10時50分)

再開 12時30分(午前10時50分)

議 案

本議に於ては、議案・討論
を省略し、これと併し、市議
に於ては(出)の予議を以て

(議決 15時07分)

議 案

市議会の申し上げより、本紳に前
の議案の自治法の子条に於ては
の所屬未定地の編入に於ては
の議決は前記の如くありては
なり、自治法の子条に於ては
の如くは予議を議案の議決を
て市政委員に届けることとす
の予議を以てして之を以て
に於ては(出)の予議を以て

議 案

議案第27号 市の区域を変更する
ことに関する件
議案第28号 市の区域を変更する
ことに関する件

(案第25(20号))

議 案

議案第29号 市の区域を変更する
ことに関する件

議 案

議案第30号 市の区域を変更する
ことに関する件
議案第31号 市の区域を変更する
ことに関する件

議 案

議案第32号 (第10号)
議案第33号 (第10号)

議 案

議案第34号 市の区域を変更する
ことに関する件

議 案

議案第35号 (第10号)

宜野湾市の地籍に於て
工場の新築が甚だしく
此に於ては、流砂地帯に於て
の建築費、前由調査より、行政に
輸入を促すべし、中、請け
に、工場の、甚だしく、行政
に、輸入を促す、甚だしく、流砂
地帯に、此の、調査、場所等
に、工場の、一、調査、促す
べし、此の、調査、促す、甚だしく
に、工場の、甚だしく、流砂
地帯に、此の、調査、促す、甚だしく
に、工場の、甚だしく、流砂
地帯に、此の、調査、促す、甚だしく

議 案

本市に於ては、建築費を促すべし。

休憩 11月27日(午前10時54分)

出席 11月27日(午前11時2分)

議 案

本市に於ては、建築費を促すべし。
休憩(11月27日) 出席(11月27日)
出席(11月27日)

(休憩) 11月27日(午前11時5分)

議 案

市野港の建設に付いては、市
野に於いては、簡便な計画を省略す
ることにより、その
ことにより、その

議 案

議案第28号 所屬未定地を市野
港の行政区域に編入すること
に付いては、採決に付して、
採決の可決することにより、市野港の建設に
付いては、その

(採決の可決)

議 案

市野港の建設に付いては、市
野に於いては、簡便な計画を省略す
ることにより、その
ことにより、その

議 案

市野港の建設に付いては、市
野に於いては、簡便な計画を省略す
ることにより、その
ことにより、その

議 案

採決の可決 (採決の可決)

採決の可決 (採決の可決)

議 案

本会に於ける提議者、趣旨説明
を述べらる。

議 案

本会に於ける提議者、趣旨説明
を述べらる。

議 案

本会に於ける提議者、趣旨説明
を述べらる。討論を省略
(その趣旨を述べらる。本会決議
を述べらる。

(案) 議 案 (1907年)

議 案

本会に於ける提議者、趣旨説明
を述べらる。討論を省略
するに決する。

議 案

本会に於ける提議者、趣旨説明
を述べらる。討論を省略
するに決する。本会決議
を述べらる。

(案) 議 案 (1907年)

議 案

市営港のついでに、市営にこの7は
専らこの解決を望むこととする。

議 案

休憩室の建設 (7年11月6日)
西館の建設 (7年11月7日)

議 案

① 第7. 議案第30号 1969年度
の市営市工場の事業費入札の予算に
ついての上掲の議案。
新設の倉庫の建設に、建設費の
一部を国庫補助を請求する。

議 案

市営港のついでに、市営にこの7は
専らこの解決を望むこととする。
この事業につき217は、さ
らに5月の臨時議決案にあきま
りて議決を促すことによりての
議決を経ており、その結果
費の中の年度割に於いて、提
案を11212額であり、その
中に市費11111と、その
報告書等とあり、建設費11217あり
と、専らこの解決を望むこととする。
その報告書等とあり、その報告書
7. () 議案第30号、7. 5月10日

だそにこの計算業は今の専決文
 1)を、その数学に基き517、1140の
 継続費とす。69年度の年度割
 の費(甲)をこの計上11を1を設不
 311とす。その外、従来の継続費
 の中に12、職員費と15の計。2日
 10と47ありと1と81、この4は今の
 5年を執行するまで、職員費の監
 督に要するといふの(1)の部
 子費を計上して1と11と1と4と
 8、この4を全部前11と1と11と
 7、この1と1と1と、その121140の
 子511の計算にあきとすといふの
 数学の費用が1と11と1と、今の
 甲217の費用を、211と1と2年費
 今の他に11と1211と1と1とあり
 せん。よ/よ、この計上11と1と
 本費に11と1211と1と1と1212
 全部5年費と5年費を11と1と1と
 上1、その外から、本入にあき1と
 12、継続費を11と1と1と1と
 今の他に12と1と1と1と1と1と
 5年費12と1と1と1と1と1と

710
 今、21と1と1と1と1と1と1と

議 答

休憩 11 時 57 分 (午前 11 時 10 分)

再開 11 時 57 分 (午前 11 時 16 分)

議 答

本手にては、算数の段階にあつては、
「~~算数の~~算数に「~~算数の~~算数」を思はせよう、
「~~算数の~~算数」を思はせよう。

(算数 15 (10 分 5))

議 答

「~~算数の~~算数」を思はせよう、
「~~算数の~~算数」を思はせよう、
「~~算数の~~算数」を思はせよう。

議 答

休憩 11 時 57 分 (午前 11 時 17 分)

再開 11 時 57 分 (午前 11 時 18 分)

議 答

午前 11 時 12 分、
11 時 57 分、
11 時 57 分、
11 時 57 分

議 答

休憩 11 時 57 分 (午前 11 時 19 分)

議 案
 是に對しに書しるものこと、今
 どのようなるか、議を（決）さす
 （議案の例）

議 案
 ① 議案第 8 号 郵政第 1 号 専決案の
 12 案件の議決に付して上程に
 して
 一 議案第 8 号 郵政第 1 号 専決案（44 号）

議 案
 本議案に付して（議案の例）
 再議に付して（議案の例）

議 案
 本議案に付して提起者の意見を
 発表する。

議 案
 本議案に付して上程して、議決して、
 再議に付して議決して、議決して、
 議決して、議決して、議決して、
 議決して、議決して、議決して、
 議決して、議決して、議決して、
 議決して、議決して、議決して、
 議決して、議決して、議決して、

(1) 題は 410. (1) 土田主 事業 3 折 (加
7 3 4 11) 意味 8. 5. 折 生 5 折 集 7
3 折 8. 25 11 5 折 集 11 5 5 1. 7.
今 (出. 事 決 知 1) 5 11 5 12 折 7 11
5 11 5 7. 7. 7. 4 5 11 5 事情 2 折 祭
1 下 5 11 5 1. 7. 折 承 記 5 折 11 5
11 5 11 5 5 5 11 5 7 7 折 11 5 7.
5 3 1 1 折 11 5 1 5 7.

諸君

折 11 5 7 2 折 記 5 7 1 5 7.

諸君

折 11 5 1 5 7 (折 10 2 折 10 10)

折 11 5 1 5 7 (折 10 2 折 19 10)

諸君

折 11 5 11 2 10 折 記. 折 11 5 7 者
折 1 2 11 5 思 11 5 7 8. 折 11 5 清 11
5 11 5 7 5 5.

(折) 折 15 (10 7 5)

諸君

折 11 5 7 8. 25 11 5 7. 折 11 5 11 2 10
折 記. 折 11 5 7 者 折 7 3 2 4 11 5
1 5 7.

議 案

新築第一号 専決処分 (ニ 昇昇の
承認に付シテ 専決に付スル
事案ニ付テ 承認スルニ付テ 専決に
付スルニ付テ)

(昭和 15 (1940))

議 案

専決処分 (ニ 昇昇の
承認に付シテ 専決に付スル
事案ニ付テ 承認スルニ付テ 専決に
付スルニ付テ)

議 案

① 第一号 新築第一号 専決処分
(ニ 昇昇の承認に付シテ 昇昇に
付スル。 一 此 昇昇局 旨 として 承認
付スルニ付テ)

議 案

昇昇局 旨 として 承認
付スルニ付テ (昭和 15 (1940))
昇昇局 旨 として 承認
付スルニ付テ (昭和 15 (1940))

議 案

昇昇局 旨 として 承認
付スルニ付テ (昭和 15 (1940))
昇昇局 旨 として 承認
付スルニ付テ (昭和 15 (1940))

の 後

本報告事件も報告第1号と(財
 運)と事決知(財)と(財)11517、
 起債金款の受取1151724
 に(財)読費の(財)款にも受取が(財)
 1151724に、これを事決知(財)に
 (財)款(財)取(財)受(財)取(財)取
 工事費に(財)712(財)款(財)取(財)取
 1151724、(財)款(財)取(財)取(財)取
 415(財)款(財)取(財)取(財)取(財)取
 きの(財)読費(財)取(財)取(財)取(財)取
 21517415(財)取(財)取(財)取(財)取
 監督(財)取(財)取(財)取(財)取(財)取
 724に(財)取(財)取(財)取(財)取(財)取
 21517(財)取(財)取(財)取(財)取(財)取
 3(財)取(財)取(財)取(財)取(財)取
 2415(財)取(財)取(財)取(財)取(財)取
 生計(財)取(財)取(財)取(財)取(財)取
 方に(財)取(財)取(財)取(財)取(財)取
 8(財)取(財)取(財)取(財)取(財)取

諸 君

本報に計73 質疑を計157

諸 君

本報に計73 質疑計論を計157
 (211と(財)取(財)取(財)取(財)取(財)取
 1151724)

(第15(1)号)

第 6

市営港の25の7. 本市に5つ73
施設. 計画を省略112124.

第 6

郵政省の予 専決2011に 昇給の
承認に1127を 専決に112124.
専決の承認するに 市営港に1127
112427.

(第15(1)号)

第 6

市営港の25の7. 本市に11217
専決の承認するに 決定1121
27.

第 6

11217 10. 第41号 専決の
専決の承認に1127を 上程1121
27. 一 専決局 専決を1127
112427.

第 6

112127 (112127-2011)
112127 (112127-2011)

12. 1/1(由)の計算編成は17と517
 8. 45支のバラエスと63と410は
 外に別荘を求めると8" 古来の
 せんて. 一般設計の(重)の24に
 約6,000ドルを41から57と1711
 4" 1725"と113 次等に17511と17
 約54,000ドルを69年度において
 繰入1717410" 111725"と113 次等
 事情にわたるおいて. 43113 事情
 から繰入41と1211と811と17
 若くは年度ごとの例の第4条の
 年度に211と17 繰入を11と17と
 3次第7" 2" 11と3. 44から
 本設計の211と17 繰入は211と17
 12. 計算資料に8と3" 11と38"
 計算資料の17へ2" 7" 2" 11と3
 7. 若くは年度ごとの例と11と38" 2"
 2" 11と3. 計算資料7" 2" 11と3
 4等に繰入12の例に高は8と27ドル
 と17と11と38". 410681217年
 度において111,000ドルの繰入41と
 するに決まるとおいて11と17. 1
 算入もその中に含まれておいて
 8". 410年度に12と2" 一般設計
 に繰出17とおいて41と174と8. 繰
 出78と17 繰入8" 8と27ドル
 の第4条7" 2" 11と3. 44から88
 年度において55,266ドルの繰入を
 する. 計算資料と41と. おいて. 2. 7" 7"

11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

2/0 1/4

12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

11 書

12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

2/0 1/4

12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

11 書

12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

第 1 段

4月 5日 (第 17 回) 3月 11日 5日 議決
12月 11日 5日 議決

第 2 段

第 17 回 議決 4月 5日 3月 11日 5日 議決
12月 11日 5日 議決 - 一般 臨時 議決 会 議 決
7月 5日 11日 12月 11日 議決 前 段 の 議 決

第 3 段

12月 11日 議決 前 段 の 議 決

第 4 段

前 段 の 議 決 中 議 決 中 議 決
臨時 議決 会 議 決 12月 11日 議決 中 議 決
12月 11日 議決

第 5 段

7月 5日 11日 12月 11日 議決 中 議 決
12月 11日 議決

第 6 段

12月 11日 議決

第 7 段

12月 11日 議決 中 議 決 中 議 決
基本 臨時 議決 会 議 決 12月 11日 議決 中 議 決
7月 5日 11日 12月 11日 議決 前 段 の 議 決
4月 5日 11日 12月 11日 議決 中 議 決

531126115 24772

11 番

41(274) 40 4240 - 一般財
政運営資金と115000 - 一般財計の
運用資金を115000とす。

40 課

2410 11 4143 44 4410 課入417
- 一般財計に 課入417 70 70 55
410 811 に 40 4143 の 繰越と115000
の 10 11 (44 44) 55 11 に 課入417
41 70 4143 70 - 一般財計の 4
入 70 4143 11 55 3 4143 に 4
繰越と115000 70 70 811 に 繰越
40 4143 70 4143 11 55 意味 70
12 511 課入 70 70

11 番

0 70 4143 44 4410 課入417
41(274) 40 4240 - 一般財
政運営資金と115000 - 一般財計の
運用資金を115000とす。 41(274) に 4
入 70 4143 11 55 3 4143 に 4
繰越と115000 70 70 811 に 繰越
40 4143 70 4143 11 55 意味 70
12 511 課入 70 70

40 課

41(274) 40 4240 - 一般財
政運営資金と115000 - 一般財計の
運用資金を115000とす。

意を達成するに必要の手段を「手段」の意味として述べている。
 此の「手段」とは「方法」の意である。
 10 には「手段」の「方法」の意味で「手段」が用いられ、
 又「手段」が「方法」の意味で用いられる。
 11 には「手段」が「方法」の意味で用いられる。
 12 には「手段」が「方法」の意味で用いられる。
 13 には「手段」が「方法」の意味で用いられる。
 14 には「手段」が「方法」の意味で用いられる。
 15 には「手段」が「方法」の意味で用いられる。
 16 には「手段」が「方法」の意味で用いられる。
 17 には「手段」が「方法」の意味で用いられる。
 18 には「手段」が「方法」の意味で用いられる。
 19 には「手段」が「方法」の意味で用いられる。
 20 には「手段」が「方法」の意味で用いられる。

11
 意を達成するに必要の手段を「手段」の意味として述べている。

市況

11日、45(11)と511(11)の取引、米価
45と12。

米価

本日に11と12 米穀の取引に於
いて、米穀の取引に(211)と(11)と30
の取引に(11)と(11)と(11)と(11)と

(米穀 25 (11)と(11)と)

米価

米穀の取引に(11)と(11)と(11)と(11)と
米穀の取引に(11)と(11)と(11)と(11)と
(11)と(11)と。

米価

11日、米穀の取引に(11)と(11)と(11)と(11)と
米穀の取引に(11)と(11)と(11)と(11)と
米穀の取引に(11)と(11)と(11)と(11)と
米穀の取引に(11)と(11)と(11)と(11)と

市況

米穀の取引に(11)と(11)と(11)と(11)と
米穀の取引に(11)と(11)と(11)と(11)と
米穀の取引に(11)と(11)と(11)と(11)と
米穀の取引に(11)と(11)と(11)と(11)と
米穀の取引に(11)と(11)と(11)と(11)と

6. この交通整理事業の事業費は
 専任員に1517 22,000円は
 17517. 市の事業費17あり。その
 事業費は1517の計に17あり。17
 このうち専任員は17517あり。
 440.5 1517の計に17あり。17
 起債費は67,000円は17あり。17
 517. 440.5 17517あり。17
 355,000円は17あり。17
 専任員は17517の計に17あり。17
 7あり。17517あり。17
 69年度にあたり17あり。17
 専任員は17517の計に17あり。17
 専任員は17517の計に17あり。17
 17517あり。17
 440.5 4517あり。17
 675 17517あり。17
 17517あり。17
 69年度の専任員29,000円は
 440.5 17517あり。17
 17517あり。17
 674,000円は17あり。17
 814,000円は17あり。17
 専任員は17517の計に17あり。17
 17517あり。17
 5517あり。17
 17517あり。17

1) 7. 2) 7. 3) 7. 4) 7. 5) 7. 6) 7. 7) 7. 8) 7. 9) 7. 10) 7. 11) 7. 12) 7. 13) 7. 14) 7. 15) 7. 16) 7. 17) 7. 18) 7. 19) 7. 20) 7. 21) 7. 22) 7. 23) 7. 24) 7. 25) 7. 26) 7. 27) 7. 28) 7. 29) 7. 30) 7. 31) 7. 32) 7. 33) 7. 34) 7. 35) 7. 36) 7. 37) 7. 38) 7. 39) 7. 40) 7. 41) 7. 42) 7. 43) 7. 44) 7. 45) 7. 46) 7. 47) 7. 48) 7. 49) 7. 50) 7. 51) 7. 52) 7. 53) 7. 54) 7. 55) 7. 56) 7. 57) 7. 58) 7. 59) 7. 60) 7. 61) 7. 62) 7. 63) 7. 64) 7. 65) 7. 66) 7. 67) 7. 68) 7. 69) 7. 70) 7. 71) 7. 72) 7. 73) 7. 74) 7. 75) 7. 76) 7. 77) 7. 78) 7. 79) 7. 80) 7. 81) 7. 82) 7. 83) 7. 84) 7. 85) 7. 86) 7. 87) 7. 88) 7. 89) 7. 90) 7. 91) 7. 92) 7. 93) 7. 94) 7. 95) 7. 96) 7. 97) 7. 98) 7. 99) 7. 100) 7.

(1) 4. 5. 6. 7. 8. 9. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 16. 17. 18. 19. 20. 21. 22. 23. 24. 25. 26. 27. 28. 29. 30. 31. 32. 33. 34. 35. 36. 37. 38. 39. 40. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 48. 49. 50. 51. 52. 53. 54. 55. 56. 57. 58. 59. 60. 61. 62. 63. 64. 65. 66. 67. 68. 69. 70. 71. 72. 73. 74. 75. 76. 77. 78. 79. 80. 81. 82. 83. 84. 85. 86. 87. 88. 89. 90. 91. 92. 93. 94. 95. 96. 97. 98. 99. 100.

事業のありが 経管酒に11710"
第11上4"10"酒に11710" 17.612
ドルを117"8"と2"政府が未
11上7"の次第で117"117"と2"
7"年度にあき51710. 一揮の買
上7"8"ありせんし、69年度にあ
78"大5"11"と5"買上7"20. 政
府の24"10"と2"税10"未
く8". 7"11"の7"11"に7"10"と11"
5"市5"の5"5"未5"5"10"送
0"5"7"11"517. 一応 10.000ドル
を5"4"に5"1"上1"あり5"7"5"4"5"
使用料10"7"5"料7"あり5"7"が
この5"10"と端の5"使用料は7"10"
額5"多し5"を7"0"7"きてあり5"
7"0". 大5"の5"8"7"年度7"額
5"あり5"1"大5". 1"1"1"の
増を7"5"と5"計上1"あり5"2".
5"4"の5"市場使用料この5"10"7"
に7"5"1"7"5"使用料の額5"7"
7"あり5"7"7". この5"10"増減
は7"5"1"7"せんし、4"5"の5"工
1"7"に7"あり5"7"が、この5"5"
増減の7"5"7"に7"算を1"7"計
上1"7"あり5"2". 5"4"の5"5"
の使用料、この5"10"大5". 7"年度
からあり5"1"7"年度7"1"に10"1"
5"あり5"せん7"4"5". 10"15"57"
8"8. 5.4"7"5"2"8"7"1. 57. 算を

きり1712. 昭和17年度に比べりて対比
大の減をきりてありとす。

土木部助成につきりて1712. 昭和17
年度の土木事業等からりて一先計上さ
りてありとす。

土木部助成につきりて1712. 昭和17
年度の土木事業等からりて一先計上さ
りてありとす。

土木部助成につきりて1712. 昭和17
年度の土木事業等からりて一先計上さ
りてありとす。

土木部助成につきりて1712. 昭和17
年度の土木事業等からりて一先計上さ
りてありとす。

土木部助成につきりて1712. 昭和17
年度の土木事業等からりて一先計上さ
りてありとす。

土木部助成につきりて1712. 昭和17
年度の土木事業等からりて一先計上さ
りてありとす。

土木部助成につきりて1712. 昭和17
年度の土木事業等からりて一先計上さ
りてありとす。

清戸部給付汁上ハ、ニ、預下、
ハ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、
ハ、(別給)ハ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、
ハ、清戸部減額ニ、ナ、ナ、ナ、
ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、

議 案

予事ニ、汁上ノ、額額ニ、ナ、ナ、ナ、

議 案

予事ニ、ナ、ナ、ナ、額額ニ、
ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、
ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、

(案) 議 案 (〇 〇 〇 〇)

議 案

予事(議)ハ、ナ、ナ、ナ、ナ、
予事ニ、ナ、ナ、ナ、ナ、

議 案

① 予事 12、予事 32、予 - 情結
ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、ナ、
ナ、ナ、ナ、
- 予事 予事 予事 予事 予事 予事
ナ、ナ、

議 案

予事 11、ナ、ナ、ナ、(〇 〇 〇 〇)

議 答

前(第)11号(第)15号(第)16号(第)17号

議 答

本市に於ける投票者の数と説明を
求めます

議 答

市選管中(上)の事 - 市選管入
力につき517は、年度が異なり
を以て、その新(1)年度にあつた
の投入が、その入つて来るせんが
その2年度に11313 61117も支
11(2)4410 111715 1115 15 15
も44107を411に、選挙の
4410が、その2年度に1117
ある年度別選挙にあきせん、
選挙管管上非常に支障をきたす
("と211か、その意味が、投票
7、その115017 選挙管
選挙管に投入された517811
の410 - 11 11 11 11 11 11
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
選挙管管上 - 11 11 11 11 11 11
選挙管管上 11 11 11 11 11 11 11
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11

議 答

本市に於ける選挙と説明を
求めます(第)11号(第)15号(第)16号(第)17号

No 3.

第59回 定例会

6月11日(28日)

議長 本案につきましては、質疑の段階で、一応、継続審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 ご異議ないと認めます。よって本案は継続審議といたします。

議長 日程第13 議案第22号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例についてを上程いたします。

議長 暫く休憩いたします。(3:13)
再開いたします。(3:15)

議長 本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長 簡単に、ご説明申し上げます。

ます。改正の内容につきましては、
結論を先きに申し上げますと
合計がさしますと、1人の水
道部局について、1人の増員
となっております。その他、一
般事務局等については、従来
の吏員の106名が108名
になりました。その他の職
員26名が28で、吏員と
その他のいれかえの分
計の数字の100分について
は、変わりはありません。132
名ここに資料として差し
上げてあります。52ページ
の括弧内は改正前の数と
なっておりますか。この改正前
の数であって、またその括
弧のところの数か、大体、
秘勅とか変更されてある
ような個所があります。2番目
の水道事業職員については、
吏員、従来は32名、前と
同じであります。その他職
員については、6名が7名で
実質的1名の増で計で
従来の20が21名になり
まして、合計で198名が
199名となります。結果的
には、その他の条例、これは

市税条例で定められた固定
資産評価委員の1名も含め
まして、市役所として、職
員の全体の数として、200
名になる訳でございます。
私の説明を終わります。

議長 本案に対する質疑を許し
ます。

議長 暫く休憩いたします。(3:17)
再開いたします。(3:18)

議長 本案につきましては、一応質
疑の段階で、継続審議と
いたしましたと思っておりますが、ご
異議ございませんか。

議長 ご異議ないと認めます。よ
うて本案は継続審議といたし
ます。

議長 次は日程の第14.議案第
3.5号、1969年度宜野湾市

水道事業会計予算を上程いたします。本案につきましては、朗読を省きまして、理事者の趣旨説明をお願いいたします。

水道部長

新年度の水道事業予算を上程するにあたりまして、簡単に現在、今年度の変化のあった点、とか又新しく追加すべきような点を説明申し上げたいと思います。水道事業としましてはそのハタと水道公舎あたりとのかかめがある関係上、5号線あたりの仕事は相当遅れまして、5号線は実際は我々の計画としましては、去った9月か、給水出来ると言うような格好になっておりましたのか、また全面的には給水出来ない、これは今週いっぱいかかいは、付けると、思いますか、実際は今日の次まできて、まだ、つないでいない地点もある訳であります。それでこの鉄管が、相当にたえてお

た訳でありますか。幸いにして
他地区におきまして、水道業者
の伸びが、この5号線あたりの
ふとくをカバーしまして、
それとまた漏水率が相当下
りました関係で、つまり収入
が上がった訳であります。それで
再三にわたって予算を更正し
まして、地域的な開発、第2地
区とか、嘉数あたりの需用
水もかもう急を用すると、
というような格好になりましたの
で、実際は新年度事業に予
定してありましたのを、今年度
これはまた手をかけてありま
せんか、資材も入荷してあ
りますし、第2地区あたりも盛
んに工事しております。それで
このまえよした部分か又新
年度の場合は額になりますの
で、この分はまた新しく改
良工事として、真栄原、あた
りとか、大謝名府近、それか
か大山あたり、今の悪い
所、色々工事に向けたい
と、というような格好で、現在
予算を組んであります。中味
にうってでありますか。どうし
ても、収入の大半、90パーセン

かを、水道料金に依存してお
りますので、我々が一番懸
念しますのは、水道料金の収
納と、収納の前に漏水の
防止、これに全努を上げ
ていこうつもりであります。そ
れで、さいわいにして、需用の
伸びと、それから売り上げ
の伸びで、現在のところは
収支はバランス取れてい
る訳でありますか。この収納
の8、その他の営業費用の
項目、これは収納事務が職
務に従いまして、延滞金と
か、督促手数料なんかか、
いくらか減るといような
傾向にありますので、今年
度で下げてあります。この
水道収益の件でありますか、
電子計算機によって、337にシ
てあります。これに明細に
出てありますか。この場合
には、実際の増は、これは
100と7みこんであります
か。100はあまか、ないかそ
の付近だと思っておりますが、
實際上、5号線の場合、停
滞したのか、約300くらい
い、かかえてありますので、

これよりは、以上にはなっても下
るといふことはないと思いま
す。支出の件でありますか、
先き一般会計の方でも助役
の方からご説明があった
ように、人権費の増とこれ
は向こうと同率であります。
省きますか。その外に旧配
水施設の改良修繕費、それか
ら修繕に用する材料費な
んかを大幅に修理の材料で
ありますか。計上してありま
す。これはどうしても時期に
応じて中には地域によって
は、単に修繕じゃなくて部
分的に新しく延長するの
か、いけないというような
地点もござりますので、そ
れで、これはいくらか大目に
見積っております。それと一番
変化がありますのか、業務費
の手数料の方でありますか。
これは現在まで、集金業務
は委託制にして、検針、調
定などは直接職員がやっ
てありますか。今度から
検針業務と調定事務を、調
定事務は電子計算機センター
の方に、それから、検針業

務の方は、別に請負制にして
やろうというこの手当ての
項目がちょっと大幅に新し
く計上されてあります。それと
資本的支出、収入の方で
ありますか。先きもご説明申
し上げましたように、工事請
負費と材料費、これで前に
予定してありましたところよ
りも、追加したのは結局
現在、やっておる第2地区の
工事とそれ以外格価の工事
それとこれも二・三日中に手か
けようと思っておりますか。上原の
外、野嵩の東側までの工
事が進みますので、これは
新年度に予定しておいたの
か。68年度、今年度、これた
け消んでしまいますので、
この余力をその現在まで
水上げが悪いというような
地域になってあります。大謝
名の東側、それ以外大山、善
友名の東側あたりの方に
ラフリまして、これは予算計
上してあります。その外は
大体、今年度とあまり大
差はないと思います。簡単で
はありますか。ご説明、終り

ます。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(3=25)
再開いたします。(3=26)

議長

本案につきましては、一応、質疑の段階で継続審議といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

議長

ご異議ないと認めます。よって本案は継続審議といたします。

議長

次はまことにあそかりりますか。日程の追加をお願いいたします。日程の第15に議案第23号 1968年度宜野湾市水道事業会計追加更正予算についてを上程いたしたいと思っております。

議長

暫く休憩いたします。(3:26)

再開いたします。(3:29)

議長

日程第15、議案第43号、1968年度宜野湾市水道事業会計の追加更正予算についてを上程いたします。本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

水道部長

ご説明申し上げます。水道予算の場合には、節とか項目の移動は出来ます関係上、この去ったスヶ月前ですか。修理の車が故障しまして、これがどうしても修理不能だというような診断が下りましたので、これを予備費から流用した形で買っております。それとその他の面でも、これはあるべき形になおした方がよいと言うような関係で、やはり決算に近いような、あれで準備してありましたのか。昨日5月分の水代が、丁度、夕方、水道公

舎の方から請求されました、
売り上げもずっと伸びて
あります。今度は水代もちょ
っと上がった関係で、支払
いか、不能だ"というふうな関
係で、新しいものといれ
変えた訳でありますか。
結局、この面であらう、決
算に近いような状態にな
るんじゃないかと、考えもっ
てあります。これは別に決
算に近かすけるという意味
ではありませんか、年度末に
近くなつてから、車の故障
が出たのか、小さい原因
であつて、どうしても買わな
ければいけないと、これは
予備費から流用して買った
訳でありますか、あるべき
姿に返すのか本当だ"と
いうような格好で、あつち
のものを検討して、小さ
いやりくりなんかで、修正
して計上したものでありま
して、別に事業面とか大き
な変化はございませぬ、説
明は終了です。

議長

11
暫く休憩いたします。(3:31)
再開いたします。(3:00)

議長

定刻 4時になっておりますか。一応、日程がまた終了となっておりますので、時間を延長したいと思っておりますか、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ないと認めます。よって時間を延長いたします。

議長

暫く休憩いたします。(3:00)
再開いたします。(3:06)

議長

本案につきましては一応質疑の段階で継続審議といたしたいと思っておりますか、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ないと認めます。よって、本案は継続審議とい

たします。

議長

暫く休憩いたします。(夕:7)

再開いたします。(夕:7)

議長

本日の日程が全部終了
しましたので、これを持ちまして
終了いたします。尚明日は
午後8時より再び本日に
引き続き本会議を開きます。
当初に教育委員会関係の案件
を上程いたしますので、ご了承
をお願いします。

散会 (夕:8)